育成就労制度の概要（令和７年１２月改訂）

資料2

出入国在留管理庁 Immigration Services Agency　厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

令和６年６月２１日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。

それにより、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を発展的に解消し、我が国の人手不足分野における**人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設**されました（育成就労制度は令和９年４月１日から運用開始します。）。

育成就労制度の目的	「**育成就労産業分野**（育成就労制度の受入れ分野）」（※）において、我が国での３年間の就労を通じて**特定技能１号水準の技能を有する人材を育成**するとともに、当該分野における**人材を確保**すること。 （※）特定産業分野（特定技能制度の受入れ分野）のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの
基本方針・分野別運用方針	育成就労制度の**基本方針**及び育成就労産業分野ごとの**分野別運用方針を策定**する（策定に当たっては、学識経験者や労使団体等から構成される有識者会議を立ち上げ、意見を聴取）。 分野別運用方針において、生産性向上及び国内人材確保を行ってもなお不足する人数に基づき**分野ごとの受入れ見込数を設定**し、これを**受入れの上限数として運用**する。
育成就労計画の認定制度	育成就労外国人ごとに作成する「**育成就労計画**」を認定制とする（育成就労計画には育成就労の期間（３年以内）、育成就労の目標（業務、技能、日本語能力等）、内容等が記載され、**外国人育成就労機構による認定を受ける**）。
監理支援機関の許可制度	（育成就労外国人と育成就労実施者の間の雇用関係の成立のあっせんや）育成就労が適正に実施されているかどうか監理を行うなどの役割を担う**監理支援機関を許可制とする**（許可基準は厳格化。技能実習制度の監理団体も監理支援機関の許可を受けなければ監理支援事業を行うことはできない。）。
適正な送出しや受入環境整備の取組	・送出国と**二国間取決め（ＭＯＣ）の作成**や**送出機関に支払う手数料が不当に高額にならない仕組みの導入など**、送出しの適正性を確保する。 ・育成就労外国人の**本人意向による転籍を一定要件の下で認める**ことなどにより、労働者としての権利保護を適切に図る。 ・**地域協議会**を組織することなどにより、地域の受入環境整備を促進する。

育成就労制度及び特定技能制度のイメージ

資料2

出入国在留管理庁 Immigration Services Agency　厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

技能レベル　高

（就労開始までに）
○ **日本語能力Ａ１相当以上の試験**（日本語能力試験（ＪＬＰＴ）のＮ５等）**合格**
or
○ それに相当する**日本語講習の受講**

○ **技能検定基礎級等**
＋
○ **日本語試験**（Ａ１相当以上の水準から特定技能１号移行時に必要となる日本語能力の水準までの範囲内で各分野ごとに設定）

⇒これらの試験への合格が**本人意向の転籍の条件**

○ **技能検定試験３級や特定技能１号評価試験**
＋
○ **日本語能力Ａ２相当以上の試験**(ＪＬＰＴのＮ４等)

※　育成就労を経ずに外国で試験を受験して特定技能１号で入国することも可。

○ **特定技能２号評価試験**
＋
○ **日本語能力Ｂ１相当以上の試験**（ＪＬＰＴのＮ３等）

育成就労
（３年間）
（注１）

受入れの範囲：育成就労産業分野（注２）

特定技能１号
（５年間）

特定技能２号
（制限なし）

（注１）特定技能１号の試験不合格となった者には再受験のための最長１年の在留継続を認める。

（注２）育成就労制度の受入れ対象分野は特定技能制度と原則一致させるが、特定技能の受入れ対象分野でありつつも、国内での育成になじまない分野については、育成就労の対象外。

施行までのスケジュール（予定）　（令和７年１２月改訂）

資料2

２０２４年（令和６年）	２０２５年（令和７年）	２０２６年（令和８年）	２０２７年（令和９年）

基本方針、主務省令等の作成

R7. 9. 30　主務省令公布
10.　1　政令公布

R7.3.11　基本方針決定（閣議決定）

分野別運用方針の作成（育成就労産業分野の設定等（※））

施行日前申請
（監理支援機関の許可等）

送出国とMOCの交渉・作成・署名

改正法施行（４月１日）

※　育成就労産業分野・特定産業分野の設定は、必要に応じて、改正法施行までの間にも行う。

育成就労制度の概要

資料2

国土交通省 観光庁

分野別運用方針の主要な記載事項①

出入国在留管理庁 Immigration Services Agency　厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

1　特定産業・育成就労産業分野

：既存分野　：既存分野のうち新たな業務等を追加する分野　：新たに追加する分野

介護分野	ビルクリーニング分野	建設分野	工業製品製造業分野	リネンサプライ分野
造船・舶用工業分野	自動車整備分野	宿泊分野	航空分野	物流倉庫分野
自動車運送業分野	農業分野	漁業分野	鉄道分野	資源循環分野
外食業分野	木材産業分野	林業分野	飲食料品製造業分野	

※特定産業分野は１９分野、育成就労産業分野は１７分野である（自動車運送業分野、航空分野は特定産業分野のみ。）

2　人材不足の状況・受入れ見込数

○　５年ごとに受入れ見込数を示し、人手不足の見込数と比較して過大でないことを示さなければならない（基本方針第二３（３））。受入れ分野は、生産性向上や国内人材確保の取組を行った上でなお、人手不足が深刻であり、分野の存続・発展のために外国人の受入れが必要なものに限られる。

○　受入れ見込数は、受入れ上限として運用するものであるが、令和６年３月の設定時より更なる生産性向上、国内人材確保の取組を行うよう見直すなどして、精査した。



特定技能80万5,700人、育成就労42万6,200人　計123万1,900人（令和11年３月末まで）

（人）

分野	介護	ビルクリーニング	建設	造船・舶用工業	自動車整備	宿泊	自動車運送業	農業	漁業	外食業	林業	木材産業	工業製品製造業	航空	鉄道	飲食料品製造業	リネンサプライ	物流倉庫	資源循環	合計
参考：特定技能（R6.3設定）	135,000	37,000	80,000	36,000	10,000	23,000	24,500	78,000	17,000	53,000	1,000	5,000	173,300	4,400	3,800	139,000				820,000
特定技能	126,900	32,200	76,000	23,400	9,400	14,800	22,100	73,300	14,800	50,000	900	4,500	199,500	4,900	2,900	133,500	4,300	11,400	900	805,700
育成就労	33,800	7,300	123,500	13,500	9,900	5,200		26,300	2,600	5,300	500	2,200	119,700		1,100	61,400	3,400	6,900	3,600	426,200
分野全体	160,700	39,500	199,500	36,900	19,300	20,000	22,100	99,600	17,400	55,300	1,400	6,700	319,200	4,900	4,000	194,900	7,700	18,300	4,500	1,231,900

※育成就労については、令和９年４月（制度開始）からの受入れ
※１号特定技能外国人 382,341人、技能実習生 456,618人（いずれも令和7年12月末の在留者数）

出入国在留管理庁・厚生労働省「分野別運用方針の主要な記載事項」より抜粋、一部更新

育成就労制度の概要

資料2

国土交通省 観光庁

分野別運用方針の主要な記載事項②

出入国在留管理庁 ISA Immigration Services Agency　厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

3　人材の基準

（1）一般的（※）な技能水準、日本語能力水準は次のとおり。

	育成就労の就労開始時	育成就労１年経過時	本人意向による転籍時	育成就労終了時・特定技能１号	特定技能２号
技能水準	－	育成就労評価試験（初級）	育成就労評価試験（初級）	特定技能１号評価試験 育成就労評価試験（専門級）	特定技能２号評価試験
日本語能力水準	Ａ１相当以上又は Ａ１に相当する講習の受講	Ａ１相当以上	A2.１相当以上	Ａ２.２相当以上	Ｂ１相当以上

※　分野によっては、より高い日本語能力水準を求める場合もある。

（2）自動車運送業分野において、特定技能１号のバス・タクシー運転者の業務区分に求められる日本語能力水準は原則としてB1である。

日本語サポーターの同乗により、イレギュラー事象に適切に対処できることなどの条件を満たす場合、 A2.2に引き下げる。

4　制度の運用に関する重要事項

（1）転籍

育成就労制度においては、本人意向による転籍が認められているが、転籍制限期間は、１年とすることを目指しつつも、当分の間、育成就労産業分野ごとに、その業務内容等を踏まえて１年から２年までの範囲内で設定することとなっている（基本方針第四２（１）エ）。

	介護	ビルクリーニング	建設	造船・舶用工業	自動車整備	宿泊	自動車運送業	農業	漁業	外食業	林業	木材産業	工業製品製造業	航空	鉄道	飲食料品製造業	リネンサプライ	物流倉庫	資源循環
1年を超える転籍制限（「－」は転籍制限期間が1年の分野）	2年	－	2年	2年	2年	－		－	－	2年	－	－	2年		－	2年	－	－	2年

（2）上乗せ基準

制度の適正性を確保するため、受入れ機関等に関し、省令により全分野共通の基準を設けているが、分野の特有の事情に鑑みこれに上乗せして当該分野独自の基準を告示により定めるもの。※上乗せ基準については一例（特：特定技能　育：育成就労）

	介護	ビルクリーニング	建設	造船・舶用工業	自動車整備	宿泊	自動車運送業	農業	漁業	外食業	林業	木材産業	工業製品製造業	航空	鉄道	飲食料品製造業	リネンサプライ	物流倉庫	資源循環
事業者の範囲の限定（許認可等）※外国人受入れの際に特に求めるもの	育	特・育	特・育	－	特・育	特・育	特	特・育	－	特・育	特・育	－	－	特	－	育	特・育	特・育	特・育
受入事業実施法人への加入等	－	－	特	－	－	－	－	－	－	－	－	－	特・育	－	－	－	－	－	－
受入れ機関の受入人数上限	特・育	－	特・育	－	－	－	－	－	特・育	－	育	－	－	－	－	－	－	－	－
監理支援機関等の範囲	育	－	－	－	特・育	－	－	－	育	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

出入国在留管理庁・厚生労働省「分野別運用方針の主要な記載事項」より抜粋、一部更新

宿泊分野における外国人材の受入れ

資料2

国土交通省 観光庁

宿泊分野の概要と受入れ見込数

○　宿泊分野は、現在、**技能実習制度及び特定技能制度**の対象となっており、特定技能制度による受入れ見込数は、23,000人とされていたところ（2029年3月末まで。技能実習制度については受入れ見込数なし）。

○　今般、**技能実習制度が発展的に解消され、育成就労制度が2027年4月から新たに開始**されることに伴い、新たに対象各分野毎に、受入れ見込数、対象となる業務、受入れにあたっての要件等を定めた分野別運用方針を策定することとなり、宿泊分野においても、業界団体と調整の上、分野別運用方針の策定を行ったところ。

○　宿泊分野の受入れ見込数については、生産性向上や国内人材確保の取組を行った上でなお不足する人手不足数を基に算出し、**特定技能14,800人、育成就労5,200人**とする。

【参考】 現在の宿泊分野の受入数　　特定技能１号：1,968人　　特定技能２号：30人　　技能実習：2,830人

※特定技能はR7.12末時点　技能実習はR7.12末時点

宿泊分野の特定技能制度・育成就労制度で従事する業務

宿泊区分　宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務

フロント業務

- チェックイン/アウト、周辺の観光地情報の案内、ホテル発着ツアーの手配　等

接客業務

- 館内案内、宿泊客からの問い合わせ対応　等

企画・広報業務

- キャンペーン・特別プランの立案、館内案内チラシの作成、HP、SNS等による情報発信　等

レストランサービス業務

- 注文への応対やサービス（配膳・片付け）、盛りつけ等の業務　等

受入れ見込数以外の主な要件（分野別運用方針に記載）

宿泊分野の転籍制限期間

１年

育成就労制度においては、外国人本人の意向による転籍が認められており、転籍制限期間については、政府の方針として、１年とすることを目指しつつも、当分の間、分野ごとに、その業務内容を踏まえて、１年から２年までの範囲内で設定する。

宿泊分野の受入れ施設要件

特定技能及び育成就労外国人の受入事業者は、次のいずれの要件も満たす場合とする（民泊は対象外）。

① 旅館業法第３条第１項に基づく旅館・ホテル営業の許可を受けていること。

② 風営法第２条第６項第４号に規定する施設において就労させないこととしていること。

③ 風営法第２条第３項に規定する接待を行わせないこととしていること。なお、その確実な履行を図るため、必要な措置を講じること。

※特定技能・育成就労ともに同様に規定。有識者による指摘を踏まえ、下線部を新たに追記